親法人の場合 「12」のうち帰の二(二)付表)付表「17」－11」－別表六のの二(十一)「19「20」－別表六表六の二(十六十七)付表三「の二(十九)「)「20」－別表6」－別表六の－別表六の二(表六の二(二十の二(二十七)十八)「16」－32」－別表六のの二(三十一)	に改め、同表の記載要領第八号を次のように改める。
税額 ずれか多い金	
計額に係る控 合計額)×40％	
表一の二「12」額)＋(別表六	
額に係る控除額か多い金額)	
される金額少ない金額)	」

8　各連結法人において租税特別措置法第68条の67第１項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

⑴　「別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉕」の欄の記載に当たつては、別表一の二「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額を同欄の上段に外書として記載すること。

⑵　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合　(㉕＋㉖－(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(十)「10」－別表六の二(十一)「19」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十九)「19」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(三十)「25」－別表六の二(三十一)「13」)　」　㉗　から「住民税額　(㉕又は㉗又は㉘)のいずれか多い金額)×10.4％　㉙」まで及び「調整個別帰属地方税額に係る控除　((㉕又は㉛)のいずれか多い金額)×10.4％)×20％　㉜」の各欄の記載に当たつては、上記⑴で外書きした金額を「㉕」に含めて計算すること。